(五)　適格請求書類似書類等の交付の禁止（消費税法第五七条の五関係）

適格請求書又は適格簡易請求書に類似する書類及び当該書類の記載事項に係る電磁的記録（以下「適格請求書類似書類等」という。）の交付及び提供を禁止する。

(六)　任意組合等の組合員による適格請求書等の交付の禁止（消費税法第五七条の六関係）

民法上の組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合等の組合員である適格請求書発行事業者は、これらの組合等の事業として国内において行った課税資産の譲渡等につき、その組合員の全てが適格請求書発行事業者であることについてその旨の届出書を税務署長に提出した場合に限り、適格請求書若しくは適格簡易請求書を交付し、又は適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供することができる。

(七)　罰則の適用対象に、適格請求書類似書類等を交付し、又は提供した者を加える。（消費税法第六五条関係）

(八)　適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（附則第五二条及び第五三条関係）

(1)　事業者が平成三三年四月一日から同日以後三年を経過する日までの間に国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に五〇パーセントを乗じて算出した額を、課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除の対象とする。

(2)　事業者が平成三六年四月一日から同日以後三年を経過する日までの間に国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（附則第五二条及び第五三条関係）

(1)　事業者が平成三三年四月一日から同日以後三年を経過する日までの間に国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に八〇パーセントを乗じて算出した額を、課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除の対象とする。

(2)　事業者が平成三六年四月一日から同日以後三年を経過する日までの間に国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に五〇パーセントを乗じて算出した額を、課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除の対象とする。

5　輸出物品販売場制度を次のとおり見直すこととした。（消費税法第八条関係）

(一)　輸出物品販売場における免税販売の対象となる下限額を一定金額以上（改正前一定金額超）とする。

(二)　所定の方法により購入されたことを証する書類又は電磁的記録の保存（改正前書類の保存）を免税販売の要件とする。

6　高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例（消費税法第一二条の四及び第三七条関係）

事業者（免税事業者を除く。）が、中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の適用を受けない課税期間中に国内における棚卸資産及び調整対象固定資産のうちその価額が高額である一定の資産（以下「高額特定資産」という。）の課税仕入れ又は高額特定資産の保税地域からの引取り（以下「高額特定資産の仕入れ等」という。）を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間（自ら建設等をした高額特定資産にあっては、建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、小規模事業者の納税義務の免除の特例及び簡易課税制度は、適用しないこととした。

7　義務教育学校の教科用図書の譲渡について、消費税を非課税とすることとした。（消費税法別表第二関係）

六　国税通則法の一部改正関係

1　合併又は分割（以下「合併等」という。）を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人の当該合併等の日以後に納税義務の成立した国税について、連帯納付義務を負うこととした。（国税通則法第九条の二関係）

2　クレジットカードによる国税の納付制度を次のとおり創設することとした。（国税通則法第三四条の三及び第三四条の五関係）

(一)　国税を電子情報処理組織を使用して行う一定の通知に基づき納付しようとする者とは、納付受託者（一定の要件を満たす者として国税庁長官が指定する者をいう。以下同じ。）にその納付の委託をすることができる。

(二)　納付受託者が国税を納付しようとする者の委託を受けた場合には、当該委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、附帯税等の規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、報告義務等について所要の措置を講ずる。

3　申告をした後に減額更正がされ、その後更に増額更正又は修正申告（以下「増額更正等」という。）があった場合における延滞税等について、次のとおり見直しを行うこととした。

(一)　増額更正等により納付すべき税額（その申告税額に達するまでの部分に限る。(二)において同じ。）について、その申告により納付すべき税額の納付日の翌日から当該増額更正等までの間（減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、その減額更正がされた日から一年を経過する日までの期間を除く。）は、延滞税を課さない。（国税通則法第六一条関係）

(二)　増額更正等により納付すべき税額（減額更正が更正の請求に基づくものである場合を除く。）については、過少申告加算税を課さないことを明確化する。（国税通則法第六五条関係）

4　加算税制度について、次のとおり見直しを行うこととした。

(一)　調査対象税目、調査対象期間等の一定の事項の通知以後、かつ、その調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知（(二)において「更正予知」という。）する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合（改正前〇パーセント）については五パーセント（期限内申告税額と五〇万円のいずれか多い額を超える部分は一〇パーセント）とし、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合（改正前五パーセント）については一〇パーセント（納付すべき税額が五〇万円を超える部分は一五パーセント）とする。（国税通則法第六五条及び第六六条関係）

(二)　期限後申告若しくは修正申告（更正予知によるものに限る。）又は更正若しくは決定等（以下「期限後申告等」という。）があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して五年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税（更正予知によるものに限る。）又は重加算税を課され、又は徴収されたことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税の割合（一五パーセント、二〇パーセント）又は重加算税の割合（三五パーセント、四〇パーセント）について、それぞれその割合に一〇パーセント加算する。（国税通則法第六六条及び第六八条関係）

5　消費税に係る適格請求書類似書類等の交付又は提供に関する調査に係る質問検査権の規定を整備することとした。（国税通則法第七四条の二関係）

6　国税に関する法律に基づき税務署長等に提出する税務書類（納税申告書及び調書を除く。）のうち一定の書類については、当該書類を提出する者の個人番号の記載を要しないこととした。（国税通則法第一二四条関係）

七　国税徴収法の一部改正関係

1　事業を譲り受けた者の第二次納税義務について、次の見直しを行うこととした。（国税徴収法第三八条関係）

(一)　第二次納税義務の対象となる者の範囲を納税者が生計を一にする親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社に限る。

(二)　事業の譲受人が同一とみられる場所において事業を営んでいるとの要件を廃止する。

(三)　第二次納税義務の責任について、譲受財産の価額を限度とする。

八　外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正関係

1　題名を外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に改めることとした。

2　外国との相互主義に基づき、当該外国との間の二重課税を排除する等のため、次の措置を講ずることとした。（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第一条～第四三条関係）